

「若年認知症の家族会と支援者:全国のつどい」アピール

全国若年認知症の家族と支援者連絡協議会 2010年2月20日

若年認知症は働き盛りに発症するため、本人の社会参加意欲が継続しながらの苦悩は強く、家庭生活への影響、社会資源不足などが高齢者とは異なる特質を持っており、以下のような支援対策の充実を求めます。

1. 若年認知症の発症早期に生じる就労と医療・福祉の諸問題に対する行政の専門的な窓口(若年認知症トータルマネジャー(仮称)のような担当者)を設置し、個別の相談・支援をしてほしい。

- ①医療については、専門医療機関の紹介、医療費の補助などの相談・支援
- ②就労については、就労継続、休業補償、再雇用などの相談・支援
- ③24時間相談できる窓口を都道府県単位で設置
- ④若年認知症の家族会結成を支援し、その育成と活動支援

2. 若年認知症の本人が本人らしく生活・社会参加できる環境を整備してほしい。

- ①発症初期には、就労継続(職場対応含)、就労移行支援を推進
- ②要介護状態となる以前の認知症初期～中期の段階で利用できる施設の設置・充実
- ③本人の見守り、移動を支援する福祉サービスの適用拡大と充実(ガイドヘルパー、タクシー券の利用等)
- ④市民が広く利用する、駅、銀行、デパートなどの一般施設に、若年認知症をサポートするオレンジメイト等のサポーターの設置。
- ⑤状態に応じて利用する介護施設で、若年認知症への対応の充実・スキルアップ。

3. 介護する家族や子供に対する経済的、心理的支援を行ってほしい

- ①家族や子供に対して、心理的なサポートのできる機関を設置。
- ②介護者家族が緊急治療や不測の事態が生じたとき、緊急の受け入れ可能な福祉施設や医療機関の充実。
- ③介護者家族手当の新設。
- ④家族会や支援する市民グループや、支援機関等の活動基盤への支援。

4. 福祉制度・社会保障、経済的支援に対しての充実を図ってほしい。

- ①福祉サービス、介護サービスなどの提供で若年認知症を差別しない。
- ②手帳・年金を早期(6ヶ月以内)に支給する。
- ③早期に高度障害の認定をする(生命保険、住宅ローン、手当金)。

5. 若年認知症を支援できる専門職やサポーターを充実してほしい

- ①行政、福祉、医療に携わるものへの、若年認知症を理解する研修の実施。
- ②認知症サポーター養成で、若年認知症の研修の枠を拡大。

6. 若年認知症について、理解を広げる取り組みをしてほしい

- ①行政と関連機関の情報共有化を推し進め、若年認知症の正しい理解の普及
- ②差別を生じるような言葉や映像を是正する活動の普及。